



(大正五年八月廿八日第三種郵便物認可)
上毛及上毛人第七十三號附錄

昭和六年
九月一日

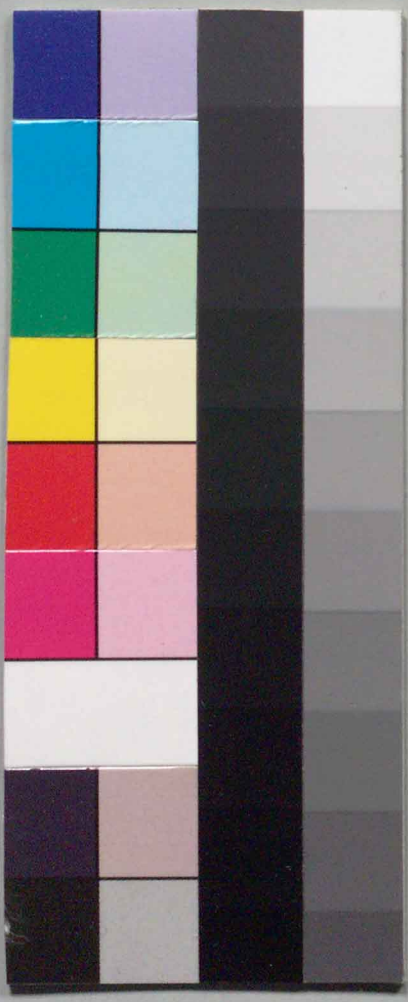


發行、編輯、印刷者 豊國義孝
發行所 前橋市南曲輪町十九番地上毛郷土史研究會

群馬縣神職會編纂

延喜式
上野十二社巡拜の栞

附沿道著名神社史蹟



大内土理十二社巡拜の果

贈

昭和三年九月十四日 八四一 号

寄

豊國堂

殿

主筆 大内土理十二社巡拜の果

印刷 豊國堂



本書は今夏本會に於て縣下式内十二社巡拜を行ふに際り
 參加者の便を圖ると共に此機に於て廣く江湖諸彦の參考に
 資せんが爲に編纂したものである。従つてすべて今回行ふ
 所の計畫に依り式内神社の外沿道神社史蹟をも採り其の參
 拜順路のまゝに記述した。

然しながら忽々の間に成れるものであり且要を掲げたに
 過ぎぬので尙意に満たぬものもあるが之等に付ては後日更
 に完璧を期し度い考である。

昭和六年八月

群馬縣神職會

延喜式内 上野十二社巡拜の栞 目次

□ 繪 國幣中社 貫前神社(上野一の宮)

上野に於ける式内十二社巡拜	一
上野國式内十二社古圖に就いて	九
延喜式抜抄	一一
一、郷社 倭文神社(式内)佐波郡宮郷村	一三
二、郷社 火雷神社(式内)佐波郡芝根村	一五
三、縣社 玉村八幡宮(式外)佐波郡玉村町	一七
四、郷社 小祝神社(式内)高崎市大字石原	一九
五、史蹟 多胡碑 <small>(指定史蹟)</small> 多野郡吉井町	二〇
六、國幣中社 貫前神社(式内)北甘樂郡一ノ宮町	二三
七、村社 宇藝神社(式内)北甘樂郡吉田村	二八

八、縣社	榛名神社(式内)群馬郡室田町	二九
九、縣社	伊香保神社(式内)群馬郡伊香保町	三三
一〇、鄉社	八幡宮(式外)群馬郡澁川町	三五
一一、鄉社	甲波宿禰神社(式内)群馬郡金島村	三六
一二、縣社	總社神社(式外)群馬郡元惣社村	三八
一三、縣社	八幡宮(式外)前橋市連雀町	四〇
一四、縣社	東照宮(式外)前橋市北曲輪町	四二
一五、縣社	赤城神社(式内)勢多郡宮城村	四五
一六、鄉社	美和神社(式内)桐生市宮本町	四八
一七、縣社	天滿宮(式外)桐生市天神町	四九
一八、鄉社	加茂神社(式内)山田郡廣澤村	五一
一九、縣社	高山神社(式外)新田郡太田町	五三
二〇、鄉社	大國神社(式内)佐波郡采女村	五八

附 錄

十二社巡路	故富田永世	六一
十二社參拜騎馬旅行	故永井貞二	六五
群馬縣神職會主催第一回巡拜者名簿		六九
群馬縣全圖		卷末
式内十二社古繪圖(木版)		卷末

延喜式内 上野十二社巡拜の栞

群馬縣神職會編

上野に於ける式内十二社巡拜

今回本會に於て縣下式内十二社巡拜を計畫した所以のものは要するに左に掲げる其の趣意書に盡きてゐる。即ち

『今を去ること凡そ一千年の昔、第六十代醍醐天皇の勅命によつて當時の制度儀式等を集録された彼の延喜式は永く我が國儀式典禮の規範となつてゐるが、就中神祇に關する事項は神社制度の基礎を爲すものとして頗る貴重なものである。

當時朝廷御崇敬の神社として、又一般の尊崇篤き神社として特にその延喜式の内の神名帳に掲げられた神社は今に延喜式内の神社(又單に式内社)と稱し實に貴き由

上野に於ける式内十二社巡拜

緒を有つものである。我が上野には斯の如き神社が十二あり古來上野十二社といつて特別の崇敬が捧げられ、又十二社參り等と稱し之を巡拜する者多く縣民崇敬の中心を爲し來つたのである。これは實に縣民の篤き神祇崇敬心の發露て他に誇りとするに足るものである。

本會は益々縣民のこの敬神思想を鼓吹すると共に一層此等由緒ある神社の顯揚に努める爲茲に十二社巡拜を計畫し其の第一回を催さんとする次第である。』
然らば我が上野に於ける十二社參拜は果して何れの頃に初まつたか。元來神社を巡拜するといふ様なことは佛教に於ける遍路に影響されたものと考ふべきであらうが其の遍路は既に奈良朝の頃南都の七大寺巡りに端を發してゐるものゝ如くである。然し神社の巡拜に付ては何等史の傳ふる所もなく今之を詳にし難い。従つて上野に於ける十二社巡拜に付ても其の由來を明にすることの出來ぬのは甚だ遺憾である。

我等の寡聞を以てすれば他の諸國に於て斯様な式内神社の巡拜を行ふといふ様なこ

とは多く耳にせぬ所であるが、然も我が上野に於て相當古くより競ふて行はれ來つたに付ては其處に何等かの理由がなければならぬ筈である。由來上毛の人士は宗教心に乏しく信念に缺くる所ありとはよく謂はるゝ所であるが、然も神宮大麻頒布成績の全國に冠絶する所以のものは何故か。

彼此相考察するに或は我が上野人に在りては寧ろ眞の敬神思想の普及せるものありと見るべきか。とまれこの十二社巡拜に付ては尙大いに研究すべきものありと信ずるのである。

西都方面に於て稀に十二社參り等のことあるを聞くが之等は式内神社に關係あるに非ず又特殊の由緒ある神社を選定せるにも非ざるが如く強て求むるならば彼の干支に基きて十二社を定めたものと認むべく到底我等の十二社に比すべきものではない。

扱て我が上野十二社參拜は何時の頃から行はれたか、既に記す如く何等記録の徵すべきものなく猶之を詳にすることを得ないが相當古くより行はれ來つたことは想像に

難くない。即ち郷社小祝神社に掲ぐる十二社巡拜繪圖扁額裏書によれば延享（一八五年前）の頃既に多く参拜の風があつたことが窺はれ（別項上野國式内十二社古圖に就いて参照）又富田永世も（凡そ百年前）十二社巡りのことを記してゐる。（別項十二社順路参照）維新以後に於ても相當盛んであつたらうことは之を騎馬旅行に依つて行つた者のある事に徴しても考へられる（別項十二社参拜騎馬旅行参照）が更に明治三十年頃以降に付ては各社に残されてゐる巡拜札が明かに之を示してゐる。尙邑樂郡館林町蓮沼吉衛翁は大正十一年秋自ら十二社巡拜を試み其の記行を編して同十五年公にされた。古來巡拜記行の乏しき内に本書のあるは我等の實に多とせねばならぬ所である。我等は今後更に之に關する研究を遂げて此の誇るべき美風の依つて來つた所以のものを明かにすると共に一層この企てを普及せしめ延て一般神社参拜の鼓吹に努めんとするものである。

今回の計畫概要を掲ぐれば左の如し。

一、期 日

昭和六年八月二十八日（金曜）二十九日（土曜）二日間 伊香保一泊
（大雨順延、小雨決行）

二、會 費

金拾圓（申込の際拂込むこと）
旅費、宿泊料、晝食料、玉串料等一切の經費を含む

三、參加者資格

1、神 職

2、官公吏其他篤志者にして特に本會の承認を得たるもの

四、服 装

特に制限を設けざるも敬意を失せざる範圍に於て可成輕装を可とす

五、申 込

八月十五日迄に會費を添へて申込むこと期日後の申込は受理せず
（事故不參の場合は會費の拂戻しを爲すものとす）

六、集 合

（絶對定時勵行に付御注意のこと）

1、前橋驛前

午前七時三十分

2、伊勢崎驛(省線)前 午前八時三十分

右前橋集合、伊勢崎集合は参加者の随意なるも申込書に之を明記し置くこと

(會費同額)

七、解散

二十九日(土曜)夕刻伊勢崎町に於て解散するも希望者は便宜前橋驛
前迄乗車自由とす

八、参加證

参加者には申込受理と同時に参加證を交付す、巡拜中常に携帯し隨
時本會係員に示されたりし、参加證持参なきものは参加をお断りする
ことあるべし

九、行程

(◎印を附したるは十二社にあらざるも特に参拜又は見學するもの
とす)

第一日

伊勢崎——一、倭文神社(佐波郡宮郷村上之宮)——二、火雷神社(佐波郡芝根村下之宮)——三、
◎玉村八幡宮(佐波郡玉村町)——四、小祝神社(高崎市)——五、◎多胡碑(多野郡吉井町)

六、貫前神社(北甘樂郡一ノ宮町)——晝食——七、宇藝神社(北甘樂郡吉田村神成)——八、榛名

神社(群馬郡室田町)——九、伊香保神社(群馬郡伊香保町)——宿泊(岸權旅館)

第二日

伊香保——一、◎八幡宮(群馬郡澁川町)——二、甲波宿禰神社(群馬郡金島村川島)——三、
◎總社神社(群馬郡元惣社村)——四、◎八幡宮(前橋市)——五、◎東照宮(前橋市)

晝食——六、赤城神社(勢多郡宮城村三夜澤)——七、美和神社(桐生市)——八、

◎天満宮(桐生市)——九、加茂神社(山田郡廣澤村下廣澤)——一〇、◎高山神社(新田郡太田町)

一一、大國神社(佐波郡采女村下淵名)——伊勢崎——解散——前橋

尚本會ではこの巡拜を永久に記念する爲各神社に左の如き金屬製巡拜札を打付ける
こととした。今後回を重ねる毎に之を繼續する豫定である。

昭和六年八月(第一回)

延喜式内 上野十二社巡拜

(式内神社の分)

主催 群馬縣神職會

昭和六年八月(第一回)

延喜式内上野
十二社巡拜團 **參拜記念**

主催 群馬縣神職會

(一般神社及史蹟の分)

上野國式内十二社古圖に就いて

— 郷社 小祝神社 所藏 —

卷末に添付してある木版刷は圖に見る如く郷社小祝神社所藏の上野國式内十二社古圖である。

我が上野の式内社を表はした古圖として從來知られたものには郷社加茂神社及郷社小祝神社の拜殿に掲げられてゐる扁額があるが、何れも長年月を経過し其の間雨露に曝されたりして甚だしく損所を生じ漸くそれと見定め得る程度に過ぎぬ。

然し古くは一般の需めに依つて頒布された古繪圖の如きものも相當にあつたこと、信ぜられるので前年來極力心當りの方面を調査したが遂に見出すことが出來ずして終つた。然るに今春偶郷社小祝神社に於て發見されたのがこの木版である。従つて此種古繪圖としては目下の處唯一のものであり大いに珍とせねばならない。今回特に木版

刷のまゝ本書に添付し得たのは全く同社の好意に依るもので厚く感謝の意を表す。唯惜しい事に此の版には年號を缺いてゐるが同社拜殿の扁額と相對照するに確然と斷定することは出來ぬが之と全く同圖のものと認められる。果してそうであるとすれば此の扁額の製作と同時に若しくは相距ること餘り遠からぬ頃にそれを下繪として作られたものではあるまいか。

然も同扁額には幸にも左の裏書を存し之に依つて明かに其の年代緣由を物語つてゐるのは如何にも面白い。此等古繪圖に付ては尙調査を續けたならば更に珍らしき事實を發見することであらう。

偉哉神之爲德矣所以舉世蓋誠也
蓋小祝大明神者雖爲當國十二社
之冠首然知是人稀也爰高陽住山
田喜治遍拜於十二社或視其方遇或見
其地勢以爲之圖掛畫殿之壁間 伏願

使遠近之人知地脉之所續彌欲令
歸依仰高之神德云爾

延享 三丙寅歲九月
天保十一庚子歲三月
嘉永 六癸丑歲三月

發起世話人 某
高崎
當所世話人 松本定七
石昌義 寺 潤

延喜式

卷第十 神祇十

上野國十二座 大三座 小九座

片岡郡一座 カタノ

小祝神社 ヲハ

甘樂郡二座 カンラノ 小大一座

貫前神社 アキノサキノ 大名神

宇藝神社 ウケノ

延喜式

延喜式

群馬郡三座大一座

伊加保神社大名神

椿名神社

甲波宿禰神社

勢多郡一座大

赤城神社大名神

山田郡二座小並

賀茂神社美和神社

那波郡二座小並

火雷神社倭文神社

佐位郡一座小

大國神社

一 郷社 倭文神社

式内小社
上野九の宮

一 鎮座地 佐波郡宮郷村大字東上ノ宮字明神東。伊勢崎町より西約一里十五町同町より福島を経て玉村町に至る縣道南方にあたる。元那波郡に屬せしが明治二十九年佐位郡と合して佐波郡となる。

一 社名 ひとり神社、延喜式にも「シトリ」の傍訓あり、元來倭文は「しづおり」の約にして倭文織は横糸を青若くは赤などに染めて亂れたる模様を織りたる古代の織物の稱なり、蓋し祭神の御神徳に基く。

一 祭神 天羽槌雄命倭文氏の遠祖天照皇大神岩屋戸に隠りませる時倭文のあや(文布)を織りて仕へ奉りたれば後世専ら機織の神として崇めらる。又國土平定に際し經津主・武甕槌二神に従ひて星神、香々背男(靈神)を誅し給ひしことあり。此神は其の坐せし地なる常陸國那珂郡縣社靜神社(式内明神大)に祀るらる外諸國に倭文神社として多く祀らる。又天羽雷命(あめのはづちのみこと)とも申す。
外九柱神社合併により合祀せるものなり。

一 由緒 垂仁天皇三年(紀元六三四年)創建と傳ふ清和天皇貞觀元年八月十七日官社

に列し同二十日從五位下を授けらる。當國神名帳從一位なり。戰國の頃屢々兵燹に罹り荒廢に歸せしも江戸時代に至りて漸く回復し慶安元年には齋田十石を寄進せられ享保十二年社殿再興あり。然るに慶應二年復火災に罹り現在神殿は明治十三年の造營にして到底往時の壯觀を偲ぶべきにあらざるも祭神の御神徳よりして今に機織の神として其の名高し。明治初年社格制定に際し郷社に列せらる。維新前別當寺は眞言宗慈眼寺たり。

一例 祭 四月十六日、垂仁天皇三年當社創立の日なりと傳ふ。

一境 内 八百參拾貳坪

一社 殿

本殿 春日造
三坪三合

幣殿 春日造
四坪

拜殿 春日造
二十二坪五合

神供殿 春日造
五坪

一境内神社

境内に琴平神社、社日社、市杵島神社、神明社、熊野神社、藥王社を祀る。

二郷社 火雷神社

式内小社
上野八の宮

一鎮座地 佐波郡芝根村大字下之宮字宮東。伊勢崎より西南一里二十五町、倭文神社を距ること十町にして利根川を隔て、相對し古くより上之宮（倭文神社）下之宮（火雷神社）と並稱せらる。元那波郡に屬せしが明治二十九年佐位郡と合して佐波郡となれり。

一社 名 延喜式に「ホイカツチ」の傍訓あり、然れども現今多くは音讀して「くわら」と稱するが如し。

一祭 神 ほのいかづちのかみ 火 雷 神 よみのくに（黄泉國）に於て伊弉册尊の御體より成り出で給へる神にして、やぐさのいかづちかみ（八雷神）の柱なり。宮中大膳職を初め諸國に祀らる。 外十
二柱 神社合併により合祀せるものなり。

一由 緒 崇神天皇元年（紀元五六四年）創立、桓武天皇延暦十五年八月一日官社に列し元慶四年從四位上を授けらる。古く東國都督御諸別王の尊信あり又那波太郎弘

澄の社殿造營、新田義貞の神田寄進等あり、天明四年火災の厄に遭ふ。明治初年社格制定に際し郷社に列せられたり、當社には古來那波の神事と稱する古神事を傳へ貞觀四年に始まるといふ。即ち陰曆十月季の午日社殿及境内に注連繩を張り巡らし十一月初の午日之を撤する迄は固く衆庶の社參を禁じ若し犯す者あれば忽ち大風を發し雷鳴を起すと爲し村中は期間中鳴物高聲を差控へて謹慎す。維新前眞言宗東善寺を以て別當寺とせり。

一例 祭 四月三日、明治二十六年神武天皇祭日なる現在の日を例祭日に定めたり、古くは一月十五日なりしが如し、由來不詳

一境 内 八百拾貳坪

一社 殿

本殿 壹間社神明造
二坪三合

幣殿 切妻坪
二坪三合

拜殿 春日造
八坪五合

神樂殿 入母屋造
七坪五合

一境内神社

境内に貫前神社、加茂神社、倭文神社、甲波宿禰神社、椿名神社、大國神社、兒持神社、日枝神社、大杉神社を祀る。

三縣社 玉村八幡宮

式外
本殿國寶建造物

一鎮座地 佐波郡玉村町大字下新田字八幡。玉村町の市區中程北側に參道を開く。

一祭神 品陀和氣命ほんだわりのみこと 第十五代應神天皇の御諱なり。天皇御在位四十一年此間國富み兵強くおきながたらしひ 氣長足比賣神めのかみ 應神天皇の御母にしてひめ 比咩神ひめ 比咩神は女神の稱にして當社に祀らるゝは應神天皇の后神なるべきおきな 仲哀天皇の皇妃たり。比咩神ひめ も又素戔鳴尊の御女なる田心姫命、市杵島姫命、湍津姫の三女神みづな ならんかとみづな 外十五柱そと 神社合併により合祀の説ありあはれ せられたるものなり

一由 緒 建久六年(紀元一八五五年)源賴朝上野奉行足立藤九郎盛長をして鶴ヶ岡八幡宮を勸請せしめたるものにして爾來關東管領畠山滿家を初め白井・前橋兩城主等武門の崇敬篤く屢々社殿造營あり。徳川幕府亦朱印地三十石を進む、現在社殿は規模壯大華麗特に本殿は桃山期代表のものとして明治四十一年八月一日特別保

縣社 玉村八幡宮

護建造物に指定せられ現に國寶たり。其の例祭に際し今尙賴朝社參に擬する武人行列を行ふ。大正十四年九月二十一日村社より昇格せり、維新前に在りては天台宗神樂寺を以て別當寺とす。

一例 祭 十月十六日、建久六年當社創立の日なり。

一境 内 貳千九百七拾五坪

一社 殿

本殿(國寶)三間社流造

幣殿切妻造七坪五合

拜殿三峯造十七坪七合

隨神門入母屋造二階建八坪二合

神樂殿入母屋造六坪

一寶 物

新院良仁法皇(後西院天皇)宸筆御神號貞享三年前橋藩主待從。酒井河内守忠明奉納。尊圓親王(伏見天皇第六皇子)御親筆圓頓章等

一境内神社

境内に五神社、嚴島神社、古峯神社、琴平神社を祀る。

四 郷社 小祝神社

式内小社 上野七の宮

一鎮座地 高崎市大字石原。高崎驛より約十五町市公園下烏川に架せる聖石橋を経て數町吉井縣道東側に接す。元片岡郡なりしが明治二十九年群馬郡に合し昭和二年高崎市に編入せらる。

一社 名 延喜式に「おはうり」の傍訓あり一般に「おはふり」と呼ばれたり然れども「はふ」の反は「ふ」なれば約めて「おふり」と唱ふるに至り、更に近世は訛りて「おぼり」と稱せらる。

一祭 神 すくなひこなのかみ少彦名神神皇產靈神の御子。大國主神と力を戮せて國土經營に偉功を遣し給ひる外醫療の法を教へ禁厭の術を授け給ひしにより後世主として醫藥の神として仰ぎ又造酒の神と祀る外二十一柱神社合併に依りて合祀せられたるものなり。

一由 緒 創立不詳なれども陽成天皇元慶四年五月二十五日(紀元一五四〇年)正五位上を授けられ正徳年中間部越前守社殿を造營す。天正年間兵火に罹り資料悉く燒

失せり上野神名帳正一位にして古來安産守護の神として知らる。

一例 祭 四月十九日、元三月十九日なりしを改曆に際し現在の日に定めたり。由來不詳

一境内 八百八拾四坪

一社 殿

本殿	壹間社箱棟造 十一坪四合	幣殿	平屋造 四坪	拜殿	唐破風造 十五坪三合	神樂殿	平屋造 六坪	籠屋	平屋造 九坪	手水舎	四阿屋造 二坪一合
社務所	平屋造										

一境内神社なし

五史蹟 多 胡 碑

指定史蹟

一所在地 多野郡吉井町大字池字御門。吉井驛より東北約二十町高崎縣道の東方にあり。

一名 稱 現今は一般に多胡碑と稱するも古くは一定する所なく、又地方に於ては俗に「お羊様」と稱す。

一碑 銘 碑銘は左の如く六行に認められ總て八十字、剛健の趣を帯びたる楷書體の文字を所謂藥研彫式に刻したり。

辨官符 上野國片岡郡綠野郡甘
 良郡并三郡内三百戸郡成給羊
 成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
 宣左中辨正五位下多治比真人
 太政官二品穗積親王左大臣正二
 位石上尊右大臣正二位藤原尊

右の内「給羊」の二字に付ては古來異論多く従つて碑文の讀方にも異説ありしが此土地にある羊太夫の傳説と結び現在は普通次の如く解せらる。

辨官上野國に符し片岡郡(今群馬郡及高崎市の内)綠野郡(今多野郡の内)甘樂郡(今北甘樂郡及多野郡の内)並に三郡の内三百戸を郡と成し羊に給ひて多胡郡と成す。和銅四年三月九日甲寅宣る。

左中辨正五位下多治比真人、太政官二品穗積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊

然れども黑板文學博士は、大正十五年主務省より發行せる史蹟精査報告書を以て「羊」は方角を示す文字となす舊説を最も穩健なるものとし従つて碑文も「三郡の内三百戸を郡と成し給ひ羊の方多胡郡と成す」と解すべしとせらる「羊の方」は即ち上野の國府より見て未の方角を指稱するものなり。

一碑 石 碑石は俗に天引石又は八束石と稱せらる、砂岩にして碑身は高さ四尺二寸大體二尺角の方柱狀をなす切石なり。笠石は厚さ九寸方三尺程、碑身を据ゑたる臺石は二段に作られ其の高さ合せて一尺餘。碑身と笠石とは同時代のものと認めらるゝも臺石は明かに後世のものなり。

地方に於ては古くより此碑を以て羊太夫の墓なりとし碑文に見ゆる三月九日に祭典を行ひ今に赤飯等を供ふる風習あり、かゝる信仰のありたる結果千二百餘年の久しき克く保存せられたるものなるべし、然も碑文に見る如く此碑は當時に於ける政治關係の史蹟として極めて稀なるものにして又當時我が上野が斯く政治的に統制せられ文化の開けたるものありしことを證する上に於ても頗る意義深きものなり。されば國家に於ても永久之を保存すべしとなし。大正十年三月史蹟名勝天然紀念物保存法に基く史蹟として指定せらる。

尙本碑は下野國那須國造碑及陸前國多賀城碑と合せ日本三古碑として知られ國內に於ては同郡内八幡村なる金井澤碑及山上碑と共に上野三碑と稱せられ何れも指定史蹟たり。

六 國幣中社 貫 前 神 社

式内名神大
上野一の宮

一 鎮座地 北甘樂郡一ノ宮町大字一ノ宮字本町。町の中央より北に折れて參道にかゝる、一の宮驛より約五町。元甘樂郡に屬せるも同郡は明治十三年南北二郡に分たれ南甘樂郡は同二十九年多野郡に編入せられたり。

一 社名 古くは多く「拔鉾明神」と稱せり、蓋し祭神經津主命、武甕槌神と共に此國に使せられし時出雲國五十田狹之小汀に降り給ひ十握劍を抜きて地に樹てその鋒に踞して大國主神と國讓りの事を議せられし故事に基くものなるが如し。

一 祭神 經津主命ふつねのみこと 又齋主神(いはいぬし)とも申す。磐筒男、磐筒女二神の御子。天孫瓊々岐命降臨に際し武甕槌神と共に中つ國平定に當り功を全くせられ殊に大國主命の御子建御名方神を信州諏訪に追はれし時當地に本營を置かれ依て當社創立に至るといふ。他に配祀の神一座あり經津主命の比賣神なるが如きも未詳に屬せり。

一 由緒 安閑天皇元年(紀元一一九一年)創立、古來皇室の御崇敬深く仁明天皇承和六年六月初めて從五位下に列し累進して元慶四年五月二十五日從三位勳七等に至る。(扶桑略記に依れば延喜十六年從二位に進めらる)貞觀元年清和天皇宸筆勅額

を賜ひ天武天皇白鳳二年初度奉幣あり當國神名帳正一位たり。又古くより武門武將を初め國內の崇敬極めて篤く徳川幕府朱印地百七拾六石を寄す。明治四年五月十四日社格制定に際し現社格に列せられたり。

當社は古神事の多きこと縣内隨一にして鬼退治祭(二月七日)筒粥神事(一月十五日)鎮神事(二月十四日、十二月十九日)御戸開祭(二月十七日、十二月十二日)流鏑馬神事(四月十五日)鹿卜神事(十二月八日)神機織神事(十二月九日)等頗る多きも殊に著名なるは式年遷座祭にして十三年毎に行はれ、申年十二月十二日夜半假殿(總門の西に假殿敷地あり)に御神體を移し翌酉年三月十四日夜半(例祭前夜)本殿還御を行ふものにして兩度共時刻境内は元より全町悉く燈火を滅し氏子等古儀に則る極めて嚴重なる御警護の裡に行はれ極めて神祕的なるものなり。されば之を拜せんとして參集するもの極めて多し。現今式年遷宮の古制を残すもの全國に於ても稀にして縣内本社あるのみ、近年内務文部兩省の下附金及縣内外特志者の

寄附金により參道の開設、大鳥居の建設、社務所齋館の新築、本殿拜殿等の大修理を施し面目全く一新せり。

一例 祭 三月十五日、安閑天皇三年當社創立の日にして又天武天皇白鳳二年最初の奉幣ありたる日とす。

一境 内 貳萬參千參百拾四坪、境内巨木多く殊に社背の「藤太杉」は周圍二十五尺、樹高百五十尺に達し樹齡約千年に及ぶといふ。

一社 殿

- 本殿 權現切破風造 十七坪三合 祝詞舍 流破風造 二坪二合 拜殿 切破風造前唐破風付 十二坪五合 神樂殿 切破風造 十一坪二合 社務所
- 平屋建入母屋造 三十五坪九合 齋館 平屋建入母屋造 三十一坪七合 樓門 切破風造 四坪三合 總門 流破風造 四坪五合 勅使門 (一名あかずの)
- 御門、御戸開祭の時に限り開門す 赤塗、太格子 扉高さ十二尺 齋庫 土藏造 二階建 手水舍 切破風造 二坪九合 大鳥

居 コンクリート建四脚造高さ三十四尺

現社殿は元龜の頃兵火に罹りたる後寛永十二年三代將軍德川家光の再建、元祿十

一年五代綱吉將軍の修理にかゝるものにして總て漆塗に極彩色を施し彫刻を配したる極めて壯大華麗なるものに屬しよく江戸時代の特徴を發揮せるのみならず、殊に本殿は其の構造特異にして一に貫前造りと稱せらるゝあり。明治四十五年二月八日特別保護建造物に指定せられ現に國寶たり昭和四年本殿大修理に際し御思召を以て特に金五百圓を下賜せらる。

一寶 物

當社は其の由緒よりして古文書其他貴重なる社寶多數を有し、殊に古鏡(百數十面)劍(八十餘口)等多し。其の主なるものを掲ぐれば左の如し。

- 白銅月宮鏡(國寶) 官幣大社香取神宮及大山祇神社の海獸葡萄鏡と共に日本三銘鑑として著名なり。 銅鏡竹虎文様(國寶) 貞和三年足利尊氏造營時のもの。棟札にして金屬製のもの極めて稀なり
- 様(國寶)。清和天皇宸筆勅額 正一位勳五等拔。鉾大明神とあり 金銅棟札 貞和三年足利尊氏造營時のもの。棟札にして金屬製のもの極めて稀なり
- 三十六歌仙繪馬 德川家奉納畫、狩野久次郎。歌大橋入道式部卿法印慶龍筆。 金屏風 德川家光奉納。表、土佐左近。裏、狩野古法眼元信筆。 甲の前立物
- 眞柄十郎左衛門奉納のものは金銅製平打鍔形。安中宮内少輔顯繁奉納のものは平打半月形。永正四年三月の銘あり何れも優秀なる作なり。

一 境内神社

境内に伊勢内宮、外宮外三十社を祀る。

七 村社 宇藝神社

式内小社

一 鎮座地 北甘樂郡吉田村大字神成字赤城。貫前神社より西約二十町、神農原驛より約十二町、下仁田街道に參道を開く。郡名異動貫前神社に同じ。

一 社名 「うげ」神社。宇藝は食にて即ち御祭神保食命に因むものなるべしと謂ふ

一 祭神 倉稻魂命うかのみたまのみこと 諸册二神の御子(又須佐之男命の御子とも傳ふ)にして食物を主宰せり合祀せるものなり。外六柱併に神合

一 由緒 白鳳年間(紀元一三三四年頃)の創立と傳ふ。上野神名帳從一位たり、古來貫前神社との關係深く今に其の式年遷宮に際しては當社の氏子之が警衛の任に當り又各種特殊神事に奉仕する等のことあり、里人は養蠶守護の神として信仰篤し

縣下式内神社は現在すべて郷社以上に列せられたるに當社のみ村社にあるは寔に遺憾なり。

一例 祭 十一月三日、元九月二十九日なりしが改曆により改めたり、由來不詳。

一 境内 參百六拾四坪

一 社殿

本殿 切妻流造 一坪五合 拜殿 八母屋造 六坪三合 幣殿 平家造 二坪 神樂殿 流破風造 八坪八合 神饌舍 流造 六坪 寶庫 土藏造 三坪七合

一 境内神社

境内に赤城神社、高竈社、産泰社、神明宮、富士社、琴平宮、北斗社、大雷社を祀る。

八 縣社 榛名神社

式内小社 上野六の宮

一 鎮座地 群馬郡室田町大字榛名山字巖山。山頂榛名湖より南約十八町新設縣道に依

れば約一里室田町より約二里半。

一社 名 延喜式に「椿名」とあるも「椿」は「榛」の誤とせらる。一部に延喜式にいふ椿名神社は當社にあらず別に郡内箕輪町及倉田村に「椿名神社」ありとの説を爲す者あるも全く確證なし。

一祭 神 ほむすびのかみ 火産靈神 又の名軻遇突智神。諸册二神の御子にして火の神として崇められ又吉凶を兼ねたる神となす。 埴山姫神 はにやまひめのかみ 埴安姫神と同神なり、諸册二神の御子にして土の神として崇めらる 外五桂 神社合併により合祀せられたるものなり

特選神名牒に祭神稻田比賣命とあるも現在之を祀らず且其の故を詳にせず。又元湯彦命を主祭すと記せるものあるも同様其の證左なし。

一由 緒 創立不詳なれども用明天皇元年（紀元一二四五年）祭祀を始むと。上野神名帳正一位たり。足利以降徳川に至る累代將軍、城主の尊信深く且衆庶の崇敬頗る篤く往時三千百坊を存せりと謂ふ。明治十七年三月一日縣社に列し大正四年軍艦榛名に分靈を奉祀す。維新前滿行大權現と稱し山中方三里を以て圭田に定められ

又別當を滿行院岩殿寺と稱し天台宗東叡山の兼帶たり。

古來當社に雨乞祈願を爲すもの多く其の靈驗著しきを知られたれば今に其の祈請を爲すの風盛なり。

一例 祭 五月十五日。元四月八日及九月九日の兩日が大祭日とせしが改曆により五月八日より一週間に定め次で十五日を例祭とせり、由來不詳。

一境 内 貳萬壹千六百五拾坪

社地老杉多くして頗る幽邃又奇岩怪石に富み奇勝を爲し一大靈境たり。石玉垣中「江戸本所鹽原太助奉納」のものあり。

一社 殿

- 本殿 社背御姿岩内岩屋に靈代を奉安し建物を設けず、かゝるもの縣内他に類なかるべし。 幣殿 權現造 四坪七合 間殿 權現造 四坪五合 拜殿 權現造 十二坪五合
- 神饌所 平屋造 十坪 神庫 倉庫造 七坪八合 額殿 權現造 五坪三合 双龍門 八棟造 三坪三合 (傍に瓊鉾岩あり) 神樂殿
- 權現造 御幸殿 權現造 八坪八合 隨神門 權現造 十六坪五合 社務所 平屋造 三十四坪 手水舎 八棟造 八坪 コンクリート建

社殿は寶永三年の造營にして壯麗古雅殊に彫刻の優秀なるを以て知らる。

一寶物

建久三年御廳宣。後水尾天皇宸筆色紙。准后公寛法親王染筆扁額享保四年八月在銘 懸佛四年の銘あり毛彫にして製作優秀なり。鐵燈籠元享三年在銘製作優秀。足利、上杉、武田、北條、眞田氏等に關する古文書及鏡、刀等。

一境内神社

境内に杵築社、熊野社、八幡宮、拔針社、養蠶社、竈神社、賽神社、御祖靈神社、氷室神社、貴船社、龍田社、東照宮、諏訪社、岩長社、稻荷社、菅原社、大山祇社、天津社、國津社、宇豆女神社、五柱社、鈿社、三島社、國祖社を祀る。

九縣社 伊香保神社

式内名神大 上野三の宮

一鎮座地 群馬郡伊香保町大字伊香保字香湯。伊香保温泉街最高所湯元道にあり。

一社名 古くは「伊加保」「伊賀保」等に作れるものあり。榛名の地は古くはすべて

伊香保と稱したるを以て延喜式に伊加保神社といふは今の榛名神社にして今の伊香保神社は上野神名帳にいふ若伊香保明神ならんといふ者あれど確證あるにあらず。又古卷村有馬に別に若伊香保神社と稱するあり。

一祭神

大己貴命おほなむじのみこと 大穴牟遲命とも記し又大物主神大國主神とも申す。素盞鳴命の御子(六世の孫とも傳き此國土を天孫に獻じ主ら天日隅宮に退き給ふ、其地に祀りたるは、素盞鳴命の御子(六世の孫とも傳即ち官幣大社出雲大社にして又全國各地殊に新開拓地に多く祀らる) 少彥名命すくなひこのみこと 四、郷社小祝、建御名方神、大國主命の御子なり。天孫降臨に先立ち經津主武甕槌二神、大國主命に國土奉獻を諭されしにより命は御子事代主命と共に命を奉じたるも獨り建御名方神力をたのみて服し給はず、然れども信州諏訪に遁れて後二神に敵し難きを知り同地に止まりて地方開拓に努め民を治め徳化の及ぶ處大なり。官幣大社諏訪神社は即ち其の神跡を傳ふるものなり。此神は地方開拓の神として全国各地に多く祀らる。 倉稻魂命うかのみたまのみこと 七、村社宇藝、諸册二神の御子にして天孫瓊々岐命の御父なり、山神として廣く祀らる。 神社の項参照

一由 緒 垂仁天皇朝(紀元六三二年頃)勸請と傳ふ。元明天皇承和二年九月名神の社に預り同六年六月從五位下に列し累進して陽成天皇元慶四年五月二十五日從四位上を授けられ上野神名帳正一位たり。明治三年及同十一年此地大火に際し社殿燒

失舊記古文書等悉く亡失せり。

明治二十三年金井之恭の別荘御買上伊香保御用邸の設けらるゝもあり維新後屢々

皇族の御參拜あり神前の額は有栖川宮威仁親王の染筆なり。

高山彦九郎嘗て伊香保に大島甚右衛門を訪ひ伊香保神社は延喜式内の神なりとて麻上下を着して參詣し「當社は式内の神なれば僧侶に預け置くべきものに非ず」と稱したりと。

一例 祭 九月十九日。仁明天皇承和二年當社の初めて明神の社に預れる日なり。改曆に際し十月十九日に改めたりしが近年更に現在の日に改めたり。

一境 内 參百六拾四坪

一社 殿

本殿 神明造 一坪八合

幣殿 平屋造 四坪五合

拜殿 神明造 十四坪

神樂殿 方形造 十二坪

神庫 方形土藏造 三坪

手水舎 方形造 一坪

一境内神社

境内に八坂神社、八幡宮、稻荷社を祀る。

一〇 郷社 八 幡 宮 式 外

一鎮座地 群馬郡澁川町字北原。澁川町市區を西に隔たること約四町伊香保街道の北側にあり。

一祭 神 品陀和氣命 ほんだわりのみこと 三、縣社玉村八幡宮の項參照のこと 外九柱 何れも配祀の神なるが如し

一由 緒 建長年間（紀元一九〇九年）領主澁川義顯當地居館に際し鶴ヶ岡八幡宮を勸請し其の族人領民と共に崇敬せり。後康元年間白井城主長尾景熙入國に際し社殿造營特に城下より當社まで並木參道を設くる等累代の崇敬篤く屢々社殿修營免田寄進等のことあり、武田信玄亦免田を寄す。昭和四年六月二十四日村社より昇格せり。

一例 祭 九月十五日。石清水八幡宮の例祭日と同日にして其の放生會なる八月十五

日を探りたりしが改曆に際し現在の日に改めたるが如し。

一境内 貳千參百六拾貳坪、内に贈從五位堀口藍園頌德碑を建つ、東久世伯爵篆額細川潤次郎の撰文にかゝれり。

一社 殿

本殿 流造 五坪五合

幣殿 切妻造 三坪四合

拜殿 入母屋造 十三坪九合

社務所 入母屋造 四十二坪

手水舎 切妻造 一坪

一境内神社

境内に諏訪神社、稻荷社、神明宮、菅原社、大山祇社、琴平社を祀る。

一一郷社 甲波宿禰神社

式内小社 上野四の宮

一鎮座地 群馬郡金鳥村大字川島字南大塚。澁川原町街道の沿道にあり澁川を距る約一里半。

一社名 「かばすくね」神社

一祭神

速秋津彦神

速秋津姫神と共に諸册二神の御子にして水戸を司り又水戸に在りて祓除を掌り給ふが故に祓戸神とも稱す。

速秋津姫神

男神速秋津彦神と共に

水戸の神にして又水戸に在りて祓除のことを掌り給ふ神なり。

一由 緒 寶龜二年(紀元一四三一年)創立と傳ふ。上野神名帳正一位たり。古來皇室の御崇敬篤く仁明天皇承和十三年八月從五位下を授けられ文徳天皇嘉祥三年十二月官社に列す、後累進して陽成天皇元慶四年從四位下を授けらる、貞觀十八年以來毎年奉幣あり寛政七年光格天皇勅額を献ぜらる。又長尾・武田・後北條等武門の奉幣社領寄進等多し。

從前の社地は二三町程下なりしも天明三年七月淺間山噴火に際し社地残らず流失せるに依り再建に際し現在の地に引上げられたり。其の際舊記古文書類悉く亡失せるは惜むべし。明治十三年五月二十八日郷社に列す。

一例 祭 九月二十九日。寶龜二年當社創立の日と傳ふ。

一寶物 光格天皇宸筆と傳ふる扁額及角田無幻筆の扁額等を藏す。

一境 内 九百四十一坪

一社 殿

本殿 壹間社流造 幣殿 平屋造 三坪一合 拜殿 入母屋造 十一坪五合

一境内神社

境内に火雷神社、八坂社、諏訪社、神明社、淡島社、菅原社を祀る。

一一 縣社 總社 神社

式外 上野總社

一鎮座地 群馬郷元惣社村大字元惣社字屋敷、新前橋驛の西北方約十町

一祭 神 磐筒男命、磐筒女命 いはつ、のをのみこ 二神は經津主命の御親神にま ふつぬしのみこ 六、國幣中社貫 上野 前神社の項參照

總五百四十九神 由緒に示す如く當社は上野總社なれば國內神社のすべてを此處に奉齋せ 外三柱 神社 合併 により合祀せるもの。

一由 緒 崇神天皇四十八年三月(紀元六一一年)東國都督豊城入彦命の創立にして安

閑天皇元年上毛野若小熊王社殿を造營すと傳ふ。後聖武天皇九年(一三九七年)各

國に國分寺建立に付國司は當社を國內總社の遙拜所とし翌十年更に國內十四郡五

百四十九社の神を勸請し茲に初めて上野總社とせり。舊社名を詳にせず、永祿十

二年兵燹に罹りて後現在社地に移せるものにして西北約五町宮鍋の地に飛地境内

として尙其の舊趾を保存せり。北條氏直・豊臣秀吉、總社城主秋元長朝等武門の

崇敬篤く徳川幕府朱印地二十六石を寄す。射儀式(一月六日)筒粥及火炭式(一月

十四日)粽祭(舊五月五日)流鏑馬祭(十月十日)等古神事の残るもの多く、又陰曆

十一月一日御神迎と稱し國內五百四十九神を奉招するの古儀あり。

一例 祭 三月十五日。安閑天皇元年當社造營の日と傳ふ。

一境 内 二千五百八十六坪

一社 殿

本殿 三間社流破風造 幣殿 平家造 七坪五合 拜殿 入母屋千鳥破風造 二十一坪八合 神樂殿 入母屋造 四坪 假屋 平家造 二坪

神庫 土藏造 三坪

社務所 方形造 二十二坪

水盥舎 入母屋造 一坪三合

籠屋 方形造 十二坪五合

（籠屋は文化十二年社殿

改築に際し舊拜殿を移せるものと傳へられ、古くはお籠りを爲す者多く殊に靈に對する靈驗著しく其のお籠り多かりき）

一寶物

上野國神名帳總社本。扁額 當社を以て上野總社と定めたる時國司の獻納せるものと傳へ「護國靈驗總社明神」と刻す。 雲版 昭和五年春境内より發掘せるものにして鎌倉期のものに屬し類稀なるものなり。 其の他古文書鏡等

一境内神社

境内に猿田彦社、諏訪社、八幡宮、大國社、秋葉社、疱瘡社、淡島社、菅原社、九十九社を祀る。

一三縣社 八 幡 宮 式 外

一鎮座地 前橋市連雀町。前橋驛より西北約五町

一祭神

品陀和氣命 ほんだわけのみこと

比咩神 ひめかみ

息長足媛命 おきながたらしひめのみこと

三、縣社玉村八幡宮の項參照。外十三柱 神社合併により合祀せるものなり。

一由緒 貞觀年中（紀元一五一九年頃）當國の豪族長野氏男山八幡宮を勸請せるものと傳ふ。古來前橋總鎮守として一般は元より城主累代の崇敬極めて篤く社領寄進

等のこと多く徳川幕府亦朱印地十五石 天川原九石 代田六石 を献ず。現社殿は永祿年間兵燹の

後天明八年藩主松平氏の造營と謂ひ墳丘上に建てたるものゝ如し。明治六年三月

三十日縣社に列せらる。維新前天台宗神宮寺を以て當社別當となす。

一例 祭 九月十五日。石清水八幡の例祭と同日にして其の放生會なる八月十五日を改曆によりて改めたるものなり。

一境内 八百二十二坪八合。域内樹木に乏しきも社側なる銀杏は頗る巨木にして殊に拜殿に接するは周圍二十七尺、樹高六十五尺に及び樹齡六百年と稱せらる。

一社殿

本殿 春日造千鳥破風 二重棟一坪八合

祝詞舎 切妻造 一坪五合

幣殿 切妻造 四坪五合

拜殿 八棟造 十一坪八合

神庫 土藏造 三坪五合

手水舎

二本柱立 (社務所なし)
一坪五合

一寶物

後陽成天皇宸筆御神號 寛文六年八月十五日城主酒井忠明奉納箱書あり。

縁起書 寶曆十一年八月の奥書あり

白銅鏡 火災に遭ひ二個に割れたる

も唐鏡と認むべく製作優秀なり 其の他古文書等

一境内神社

境内に諏訪神社、琴平神社を祀る。

一四縣社 東 照 宮 式外

一鎮座地 前橋市北曲輪町。市公園に隣接す。

一祭神 源朝臣徳川家康公、菅原朝臣道真公。外三柱 神社合併により合祀せるものなり。

一由緒 當社の創立は一般神社と全く其の趣を異にせり。即ち寛永元年舊前橋藩主の祖松平直基公初めて越前國勝山城主たるに際し其の始祖家康公を祭祀せるに創

まるものにして爾來二百三十餘年十有三回に亘る各地移封の都度奉遷し崇敬愈々篤きを加へ従つて社參諸寄進社殿造營等屢々なり。然るに慶應元年武州川越より再度當地御領替に付明治四年四月現在の地に奉遷し此地に於て道真公を祀れる菅原神社を合祀せるものにして廢藩後は永く此地に鎮座を定められたり。昭和四年四月十六日村社より昇格す。

一例祭 四月十七日。祭神家康公薨去の日(元和二年)なり。

一境内 八百五十七坪

一社殿

本殿 流破風造 (川越より移せるものにして一本の檺を以て造營せるものと傳ふ) 幣殿 入母屋造 四坪 拜殿 權現造 十坪三合 神饌所 入母屋造 六坪

社務所 入母屋造 二階建 四十五坪 中門 唐破風造 九合 (縣下神社中かく中門を有せるもの極めて少し)

手水舎 二本柱建 六合

現在社務所とせる建物は明治二十三年皇典講究所本縣分所に充つる爲縣下篤志者

の釀金に依りて建設せるものにして後群馬縣神職會の有に屬し永く神宮神部署たりしが大正十五年支署の廢せらるゝあり、次て昭和四年當社昇格に際し其の有を移せるものにして本縣斯道の爲には記念すべき建物なり。

一寶物

城主松平直方奉納能裝束唐織、厚板、箔、鬘斗目、大口、黒頭、赤頭、水衣、掛素袍、下垂、飾城太刀、假面、手振鈴、鼓、鉦等にして假面には製作優秀なるものあり。主松平直矩所持軍扇及陣羽織等

一境内神社

境内に稻荷神社及厩橋招魂社を祀る。招魂社は明治九年西南役王師に屬して戰死せし上野全國の精兵百二十九士を翌十年十一月二十四日勸請せるを創始とし後大正十四年五月、日清戰役以後に於ける前橋市出身戰病死軍人五十九士を合祀せるものなり。

一五縣社 赤城神社

式内名神大 上野二の宮

一鎮座地 勢多郡宮城村大字三夜澤字境内。大胡より東北約二里、赤城山頂大洞へ約三里

一社名 「赤城神社」は山頂大洞なる(今村社)を以て本社とし當社は其の里宮なりしならんと云ふ者あれど當社を指稱せるものは總て「三夜澤赤城明神」等其の所在を明かにしありて未だ之を證すべき資料全くなし。

一祭神 おほなむじのみこと 大己貴命 九、縣社伊香保神社の項參照 豊城入彦命 とよきいりひこのみこと 崇神天皇の皇子にして勅を奉じて東國に降り毛野野君の始祖なり。り、上毛野、下毛野君の始祖なり。

一由 緒 崇神天皇朝(紀元五六四年頃)の勸請と傳ふ。嵯峨天皇宸筆勅額を獻ぜられし外朝廷の御崇敬深く仁明天皇承和六年六月始めて從五位下を授けられ陽成天皇元慶四年五月二十五日從四位上に至る。當國神名帳正一位たり。

大同二年坂上田村麿の社殿造營を初め武門の尊崇篤く徳川幕府亦朱印地五十石を寄す。當社は古來國內の崇敬廣く各地に分社頗る多し、昭和二年航空母艦赤城に御分靈を奉齋せり。縣社に列せられたるは明治十二年四月十四日なり。

歌人に其の名高き鎌倉右大臣源實朝の當社をよみたるに「上つけの勢田の赤城のからやしるやまとにいかて跡をたれけん」(勢多は古くは勢田と記せり)の歌あり。

一例 祭 五月五日。元四月八月なりしを明治二十六年二月現在の日に改めたり、由來不詳。

一境 内 九千九十五坪

一社 殿

本殿神明造 八坪八合 拜殿神明造 十八坪 中門神明造 (當社の如く本殿と拜殿と相距るもの縣内には

稀なり) 神樂殿千鳥破風入母屋造 八坪八合 神饌所入母屋造 八坪八合 社務所平屋造 十八坪三合 水舎二本柱建 一坪三合

藤原時代當社に在りては七年毎に社殿修造のことありし事記録に見ゆるも今其の

制を存せず。

一寶 物

嵯峨天皇宸筆勅額坂上田村麿 奉納と傳ふ 後柏原天皇宸筆御製。曲玉長二寸五分稀に見る大きさにして 明治十一年明治大帝東北御巡幸に

際し天覽に 供したり。 徳川累代將軍朱印狀原本 其他古鏡太刀等

一境内神社

境内に上野國內延喜式所載社を初め九十三社を祀る。

一赤城の櫃石ひつし 櫃石は又棺石とも記す。神社の北約六町許にあり。一大巖塊にして附

近土中より八十平瓮、茶臼玉、勾玉、管玉及劍形模造品の類を發見す。これ上古豊城入彦命本國に降られし時大己貴命を齋祀せられし趾なりとも傳へ、或は豊城

入彦命の御墓なりとも言ひ未だ定説を得ざれども上代に於ける祭祀遺趾たるには疑ひなく學界に注目せらる。

一六郷社 美和神社

式内小社

一鎮座地 桐生市宮本町。元安樂土村(桐生の内)村松と云へしが近年町名改正宮本町となる。桐生驛より北約五町、桐生ヶ岡公園に接す。

一社名 古くは「三輪」と記したるものあり。

一祭神 おほものぬしのみこと 大己貴命又の名大國主命の和魂を申す。大和國官幣大社大神。神社を始め全国各地に祀らる。九、縣社伊香保神社の項参照。速須佐之男命 はやすさのみこと

神社合併により合祀せるものにして此神は天照皇大神の弟神なる素盞鳴命なり。

一由 緒 創立不詳なるも桓武天皇延暦十五年八月(紀元一四五六年)官社に列せられ元慶四年五月二十五日正五位下勳十二等を授けられたること史に見えたり、上野神名帳従一位

一例 祭 十一月三日。元十月二十一日なりしが明治二十一年天長節祭日を以て例祭日に定むべく現在の日に改めたり。

一境内 千五十四坪

一社殿

本殿 <small>切妻流破風造 一坪八合</small>	幣殿 <small>流造 三坪八合</small>	拜殿 <small>入母屋造 十五坪八合</small>	神樂殿 <small>前入母屋後切妻造 六坪</small>	神庫 <small>流造石造 八坪八合</small>
鹽水舎 <small>入母屋造 一坪二合</small>				

一境内神社

境内に全國各一の宮を初め百八社を祀る。

一七縣社 天満宮 式外

一鎮座地 桐生市天神町。市の北端に近く社背は桐生高等工業學校正面に相對す。

一祭神 あめのほひのみこと 天菩卑命 素盞鳴命の御子にして天孫降臨に先立ち選ばれて葦原の中つ國に降り大國主命と和し給ひ大國主の退きて天日隅宮に住み給ふや天神の勅によりて大國主を齋き祀り爾來子孫相繼ぎて今に連綿たり今千家、北島兩家等なり 菅原道真公

一由 緒 景行天皇朝(紀元七九〇年頃)御諸別王上野大守たりし時土師の氏人をして

其の遠祖なる御祭神を市外磯部ヶ岡に奉齋せるを起原とし當初磯部明神と稱せしを觀應年間桐生小太郎綱元現在の地に奉遷し北野天滿宮を勸請合祀して現在の社名に改稱、同時に領内總鎮守に定められたり。慶長五年關ヶ原役に際し家康公の戰勝を祈願軍旗用絹多數を獻ぜるに凱陣の後鎮守五十四ヶ村の繇役を免ぜられたり爾來之を吉例として境内に絹帛市場を營みたるが即ち桐生絹市の濫觴を爲すものにして以て今日の隆盛を來せり。徳川幕府朱印地二十石を寄す、昭和三年四月四日郷社より昇格せり。

一例 祭 四月三日。元二月二十五日なりしが改曆に際し現在の日に改めたり。由來不詳。

一境 内 貳千參百五拾參坪

一社 殿

本殿 切妻流破風造 六坪

幣殿 流造 八坪

拜殿 入母屋造 二十二坪

神樂殿 切妻破風造 六坪

社務所 入母屋造 二十八坪五合

現社殿は明治八年工に着手し約三十年を経たる寛政十一年九月落成せるものにして規模壯大すべて彫刻を以て裝飾し其の工の巧なる比類少し、境内神橋の傍なる機神社は本社着工に際し豫め同一設計の下に縮少造營せるものと言はる。

一寶 物

鳥羽天皇宸筆御神號。近衛龍山公筆扁額 集古十種に表はれたるもの

一境内神社

境内に十五社を祀る。

一八郷社 加茂神社

式内小社

一鎮座地 山田郡廣澤村大字廣澤字宮原。新桐生驛の東南約三十町

一社 名 古くは延喜式の如く「賀茂」に作るもの多かりしも今はすべて「加茂」と記す郡内休泊村に郷社賀茂神社あり(祭神は同じ)混同し易し。

一祭 神 別雷神 ^{わかいかづちのかみ} 分土神とも記す、大山咋神の御子にして山城、丹波地方を開拓せられ神功高き神なり

一由 緒 社背は即ち廣澤山にして神社は崇神天皇朝(紀元五六四年頃)の創立と傳ふ桓武天皇延暦十五年八月官社に列し陽成天皇元慶四年五月二十五日正五位下勳十二等を授けらる。上野神名帳從一位たり。寛治元年源義家清原武衡征討に際し戦勝を祈り凱旋の後奉幣、神樂を奏せりと、維新前眞言宗法樂寺を別當とす。

一例 祭 四月十五日。往古春三月秋十月の兩度なりしが寛文中三月十五日、九月九日の兩度に改め、更に明治五年列格に際し四月十五日、十月十五日に改めしが同四十二年京都加茂例祭に倣いて現在の日に定めたり。

一境 内 五千貳百七拾七坪

一社 殿

- 本殿 春日造 一坪七合 幣殿 入母屋流造 四坪 拜殿 入母屋流造 一坪 神供殿 流破風切妻造 一坪六合 神樂殿 切妻造 七坪 社務所
- 切妻造 十六坪

一境内神社

境内に日光社、妙義社、萩戸社、赤城社、賽神社、豊城社、豊機社、雷電社を祀る

一九縣社 高山神社 式外

一鎮座地 新田郡太田町大字太田字金山。太田驛より七八町、町の北裏天神山の頂にあり大光院參道より當社西口參道に入るを得べし。

一祭 神 高山彦九郎正之 贈正四位、延享四年五月八日 寛政五年六月二十七日、年四十七

一由 緒 明治六年七月第八大区七小區新田郡細谷村(今澤野村の大字)副戸長蓮沼要一郎管轄栃木縣令鍋島幹の許可を得て高山彦九郎生誕の地に石祠を設けて之を祀れり、其の願書に「故高山彦九郎儀御追賞太政官より御書下被爲在候御文旨村内入口へ石にて建立並屋敷八畝貳拾步地所右屋敷内へ故高山彦九郎靈社一祠造營仕置當時幼年末裔之小兒へ屋敷地にさし遣し度諸費之儀者素々本分之儀自費を以可

仕候且御年貢之儀者従前之通右靈者守護の者より上納可仕云々」とあり。次て同十一年一月有志總代として信州小縣郡本海野村矢島吉太郎、上州新田郡上田中村（今綿打村の内）大館嘉門、同細谷村（今澤野村の内）第二十三大區六小區副區長金谷權平、同勢多郡苗ヶ島村（今宮城村の内）中講義齋藤多須久及本縣御用掛正四位千種有任等五名高山神社創立の事を出願す。右に付同年三月十五日内務卿大久保利通の指令に基き同月十八日本縣令揖取素彦之を許可せられたり。即ち當社の創立と爲す（當時の制神社の創立に付ては内務卿の指揮に基き地方長官之を取扱へり）依て直に本縣社寺掛自ら一切の掌に當り先づ管内一般より寄附金を募れるに此事畏くも上聞に達し、御思召を以て金八百圓を下賜せられたるを始め有栖川東伏見・華頂・伏見・山階・閑院・北白川各宮家より金貳百圓御寄附あり其の他官民寄附金合せて金貳千參百六圓六拾貳錢參厘に達せるに依り敷地の選定、社殿の造營に着手し工成れるを以て同十二年十一月十五日を以て鎮座祭を執行せり。當時

祭典に預れる者左の如く以て同日の盛典を窺ふに足るべし。

官幣大社水川神社宮司	大 教 正	平 山 省 齋
西京五條天神社祠官	權 大 講 義	瀨 川 昌 澄
東京日枝神社祠官	權 中 講 義	千 勝 興 文
國幣中社貫前神社禰宜	少 講 義	櫻 井 惟 時
吾妻郡白根神社祠官	同	高 山 茂 樹
新田郡新田神社祠官	同	湯 澤 義 路
同 八幡宮祠官	權 中 講 義	由 良 靈 松
同 岩 松 村	同	太 田 稻 樹
同 八坂神社祠官	權 少 講 義	阿 久 津 盛 爲
東群馬郡赤城神社祠掌	權 訓 導	猪 谷 秀 磨
新田郡春日神社祠掌	同	堀 口 俊 路
新田郡新田神社祠掌	教導職試補	大 島 伴 作
同	同	青 木 庫 次 郎
神道事務局詰	中 講 義	齋 藤 多 須 久

超えて同十三年三月二十二日縣社に列せらる。今當時の記録に徴するに社殿の造營は入札に付せられ本殿(四七七圓)拜殿(五八四圓)鳥居(二八圓)共高崎驛平民岸本大五郎に落札、同人之が工に當れるが如し。

然るに此の造營たる規模頗る小にして祭神を祀るの社殿たるに足らず加ふるに聊永久的施設として缺くるものありし爲社殿漸く頽廢に傾き遺憾已む難きに至れるにより近年社地擴張社殿の改築を圖り先づ昭和四年特に境内に接續する天神山御料地六千百五拾坪を國有地に移管境内に編入するの恩命に接し、境内の擴張參道の修營を爲すと共に縣内外有志者の寄附金を募集して今春工を起し先づ天神山々頂、祭神生誕の地を望むべき眺望絶佳の地に規模大なる本殿、幣殿、拜殿の建築にかゝり(舊社殿は天神山中腹)今秋十月を以て落成せんとす。次で社務所其の他諸施設の完備を圖るの計畫なれば其の面目を一新するの日も近かるべく、かくて愈々祭祀の實を完うし得るに至るべし。

此地附近に御料地の設けらるゝもあり皇族の御參拜屢々なり。

附記

祭神正之公生誕の地は社地より南約一里、同郡澤野村大字細谷字中にあり今全く建物を存せず一帯の畑地と化し僅かに往時の井戸と楓樹(前庭植込のものならん)とを存するのみなり。楓樹の下に「高山彦九郎先生邸址」なる標識を建つ重要なる史蹟なれば保存法に依り指定を仰ぐべく文部大臣に申請中に屬す。尙邸址に近く墓地ありて内に其の瀼髮冢を始め彦九郎が兄正晴と共に建てたる父母の墓及祖母倫子の墓等を存す、彦九郎が祖母倫子の死に際し庵を結びて三年の喪に服したるも即ちこの墓地なり、近年細谷驛より新に道路を開きて訪ふ者の便を圖る。

一例 祭 三月十五日。當社創立社號公稱許可の日なり。尤も直接創立出願人に許可せられたるは由緒に記す如く三月十八日にして十五日は本縣令が内務卿より許可

を得たるの日なり、然れども寛政三年三月十五日、祭神正之公天皇に奉るの歌をよみし吉例あるに依り此日を定めたるが如し。

一境 内 七千參百貳拾七坪

一社 殿 (但し工事中)

本殿 神明造 三坪五合

祝詞舎 切妻垂破風造 六坪

拜殿 切妻垂破風造 二十八坪

神饌所 切妻垂破風造 四坪

現社務所

流屋造 十二坪八合

新築計畫社務所 切妻破風造一部入母屋 五十四坪七合

一寶 物

祭神の書翰、天杯、櫛、履、笏等

二〇 郷社 大國神社

式内小社

一鎮座地 佐波郡采女村大字下淵名字明神。伊勢崎より太田街道を進むこと約十八町淵名より更に南下七八町にして達す。元佐位郡に屬せしが明治二十九年那波郡と

合し現在の郡名となれり。

一祭 神

大國主命 おほくにぬしのみこと

大己貴命とも申す。九、縣社伊香保神社の項參照

外二柱

神社合併によりて合祀せられたるもの。

一由 緒 垂仁天皇九年(紀元六四〇年)丹波國より勸請、同帝の御宇疫癘流行に際し諸國神社に祈願奉幣ありたる一社なりと傳ふ。上野神名帳從一位たり。古來訛りてごまの宮(五護宮)又は第五姫明神等稱するも由來詳ならず、中古淵名三十六郷の總鎮守たり。獅子舞及棒の業を傳承す。

一例 祭 十月二十二日。元當社勸請の日なる九月二十二日なりしを改曆に際し現在の日に改めたり。

一境 内 貳千四百七拾六坪

一社 殿

本殿 三間社明神造 四坪七合

幣殿 切妻造 八坪

拜殿 入母屋造 十七坪四合

社務所 切妻造 十六坪五合

一境内神社

境内に疱瘡神社、八幡神社、地神社、少彦名神社、多賀神社、稻荷神社、住吉神社、八坂神社を祀る。

附 録

十二社順路

故 富 田 永 世

一 石原村(小祝社) 高崎在なり、清水觀音の背の山を越える、此間二里

大 黒(今岩平村ノ内) 休茶屋あり、一ノ宮へ四里

藤 木(今小野村ノ内) 同

黒 岩(今黒岩村ノ内)

黒 川(今黒岩村ノ内)

一 一ノ宮(貫前社) 神成へ一里

宮 崎(今一ノ宮町ノ内)

一 神 成(宇藝社) 八本木へ三里

宇田(今一ノ宮町ノ内) 此邊人見(今西横野村ノ内) 原(今原市町ノ内)也

磯部 八本木(今原市町ノ内) 爰は中山道の通り也、茶屋あり、秋間へ二里

後閑 此間風切峠也、茶屋あり

秋間 三ノ倉へ二里

三ノ倉(今倉田村ノ内) 泊屋茶屋あり、大門へ一里半

大門 榛名へ五十町

一 榛名山(榛名社) 宿屋なし、沼の端を通る、しんこを賣る茶屋あり、伊香保へ二里半

一 伊香保(伊加保神社) 川島へ二里

一 川島(甲波宿禰神社) 金井へ一里

金井(今金島村ノ内) 澁川へ二里、金井、澁川は三國通りの驛也

澁川 宿の出口より左へ入、利根川に八崎の渡しあり、八崎へ二里

八崎(今北橋村ノ内) 米野へ二里

米野(今富士見村ノ内) 小暮へ一里

小暮(今富士見村ノ内) 大洞へ四里餘、茶屋一軒有り、三夜澤へ三里

一 三夜澤(赤城社) 宿屋茶屋なし、御師にたよるべし、苗ヶ島へ一里

苗ヶ島(今宮城村ノ内) 山上へ二里泊屋有り

山上(今新里村ノ内) 大間々へ一里半、泊屋有り

大間々 桐生へ二里、泊休不自由なし

天王宿 渡良瀬川あり

一 松村(美和神社) 松村は桐生の裏なれば不自由なし、廣澤へ一里半

一 廣澤(賀茂神社) 山を越えて大原へ二里、大原より淵名へ二里

一 淵名(大國神社) 伊勢崎へ一里半

伊勢崎 上宮へ一里半、休泊自由也

- 一上ノ宮(倭文社) 下ノ宮へ利根川を隔て、半里許
 - 一下ノ宮(火雷社) 王村へ半里許
- 右石原より下宮迄凡四拾八里

(大正六年五月上毛及上毛人第九號所載)

(參考)

富田永世は上野名跡志の著者として知られ他にも著書多し。安永六年—安政二年

十二社參拜騎馬旅行

故 永 井 貞 二 記

予去る明治二十二年五月騎馬旅行を思ひ立ち先づ上毛國鎮座の延喜式内十二社に賽
 せんとて吾飼育の回天と名付たる六才なる栗毛の馬に洋式の馬具を装ひ身に洋服を着
 け五月十日午後を以て發し、第一に佐位郡下淵名村なる大國主神社を拜し殿の左柱に
 丈け七寸幅二寸の板に

奏 明治廿二年五月
 迎 上野國十二神社
 拜 佐位郡境町 永井貞二騎行

かく記したるを釘を以て打付け又た騎して東に向ひ、大原本町を経て山田郡廣澤村
 加茂神社に詣し式の如く札を打ち此の夜は同村なる藤生義太郎氏の家に泊す。

十一日發せんとするに夜來降雨止む無く午後に至り少しく止む。依て午後一時同家を發し桐生町三輪神社を拜し、大間々町に至り青山伊平方に宿し。

十三日(十二日のことを脱したるは何故か)南勢多郡三夜澤村赤城神社に詣し下山の途に就き小暮村須田又八氏の家を訪ひ晝飯を饗せらる。同家にて釀造する銘酒山水酒を購ひ旅行用の壺に容れ肩に掛けて發し西群馬郡白井村宮下孫平氏に投宿す。

十四日朝同氏の案内にて白井の古城跡を見る。城地は今多く耕地と成れり。雖然石垣空壕尙依然たるあり。城北を追手となす。東方刀水漲り南吾妻川。城の懸崖に沿ひて流れ澁川町は眼下にあり、手を伸ばさば掴むことを得るかと思ふ。夫れより清水街道を横斷して河島村甲波宿禰神社を拜し、山路伊香保町に至り木暮武太夫氏を訪ひ同家にて晝飯、酒の饗を受け馬を庭に繋ぎ歩して伊香保神社に賽し歸て又騎して發す。山路嶮易不一。或は騎し或は牽て歩し湖に達す。馬に飲せんと驅て水に入る。湖の淺洲を経て岸に涉り驅て天神峠に達す、之より下坂石路騎行甚艱む、下りて牽くも石上

なめらかなる所に至れば鐵蹄留り難く危險思の外なり。漸くにして榛名神社に詣り馬を石階の下に繋ぎ歩して石段を涉り神拜畢り木板を神樂殿に打付け直に騎して發す。室田村を過ぎ神山驛に至れば日已に西山に没す。關中尙ほ鞭を揮て板鼻驛に達し乗合馬車營業舍に至り強ひて乞ひ一宿することを得たり。

十五日未明に發し北甘樂郡一ノ宮に至る道路新開泥土馬足を埋め歩行甚艱めり、貫前神社を拜し、社前某の店にて晝飯を食し神成村宇藝神社に詣し歸りて乗付山越をなし片岡郡石原村小祝神社を拜して高崎に出づ。途中烏川は流を亂て渡り同町岡田謹吾氏を訪ひ歸途に就く。八幡原村猪の川を渡る頃日又没す。玉村に達し千輝幸平氏の宅に投宿す。

十六日那波郡下の宮村火雷神社に賽し刀水を涉り上の宮村倭文神社を拜し式の如く札を拜殿の左拜に付し茲に至り十二神社の騎行を終り伊勢崎を経て午後二時家に歸る此行たる山上水に乏しき所馬に飲するを得ざると蹄鐵斗りにして草鞋無き爲め石路

馬足の留まらざると肌着の汗染みたると馬の日々瘠すると獨行途上共に談ずる友無き
 とに苦しめり。然れども未だ曾て此の旅行(註。十二社巡拜のことにあらずして騎行の意なるべし)を上毛人の爲したる
 ものあるを聞かざると至る所訪ふ人士が此行を讃せられ、深切に取扱はれしと馬術
 上大に得る所有りしとは最も愉快にして今に忘るゝ能はざるなり。

(明治二十五年十月雜誌斯道第一號所載)

附記

永井貞二は佐波郡境町の人、嘉永二年四月十九日を以て生れ、明治二十九年十二
 月三日没す。明治十三年初代縣會議員に選ばれて体育獎勵を鼓吹し小學兒童に兵
 式体操の議を發し大いに議場を驚かせる等のことあり。戸長、學務委員、町會議
 員、境郵便局長等の職に就き地方自治の爲盡瘁せる所尠からず、晩年郷社大國神
 社に奉仕す、本騎馬旅行は恰も境郵便局長在職中のことなり。(境町中澤廣勝氏報告に依る)

第一回群馬縣神職會主催式内十二社巡拜
 參加者名簿

住 所	摘 要	氏 名
群馬縣廳内	本會幹事、群馬縣屬	大圖軍之丞
同	同	吉澤澄治
同	本會書記、群馬縣書記	堀川定夫
同	同	岸敏美
勢多郡北橋村八崎	村社赤城神社々掌	生方一麿
群馬郡伊香保町	縣社伊香保神社々司	深井正八
同	村社常將神社々掌	木村安太郎
同	村社聖宮神社々掌	内海元吉
同	郡相馬村廣馬場	同
同	郡大類村柴崎	同
同	郡室田町榛名山	同
多野郡美九里村本郷	縣社榛名神社々掌	同
	村社土師神社氏子惣代	同

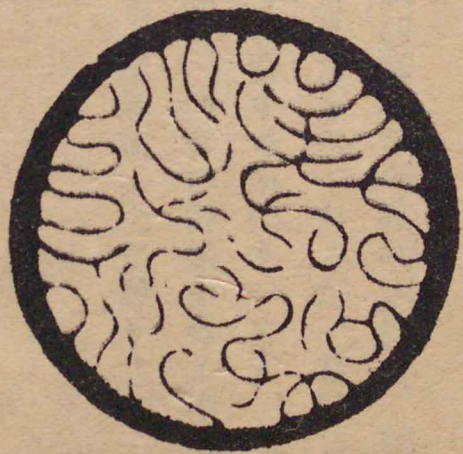
北甘樂郡馬山村馬山	村社宇藝神社々掌	神原角太郎
同 郡高瀬村高瀬	村社高瀬神社々掌	今井平八郎
碓氷郡八幡村	縣社八幡宮社掌	竹林豐三郎
同	同	竹林貫一
利根郡沼田町	縣社榛名神社々司	金子志解
同 所	鄉社須賀神社々司	吉野忠吉
同 郡古馬牧村師	村社三峯神社々掌	高橋祇守
同 郡桃野村上津	村社八幡神社々掌	林團十郎
同 郡東村高戸谷	村社産土神社々掌	高橋貞作
同 郡沼田町		桑原幸吉
同 所		北川清兵衛
同 所		割田吉之助
同 所		細井英三郎
同 所		和田光太郎
佐波郡三郷村波志江	三郷小學校訓導	
同 郡芝根村下之宮	鄉社火雷神社々司	

同 郡伊勢崎町	村社伊勢崎神社々掌	福地五郎
同 所	神道教師	山川鹿藏
同 郡采女村	元郷社大國神社々司	新井久平
同 所	郷社大國神社氏子惣代	秋山幸太郎
同 所	同	木村卯喜太
同 所	同	石井榮作
同 所	同	加藤辰五郎
同 郡殖蓮村下植木	郷社大國神社々掌	岡本工二
同 所	村社赤城神社氏子惣代	尾内龜重
同 所	同	小保方住藏
同 所	同	石原吉太郎
同 所	同	板垣覺太
同 郡玉村町	縣社玉村八幡宮社司	高井傳六
同 所		原武平
同 所		岩崎鬼子二

當附録について

本篇は今回縣下式内十二社及び縣社等の巡拜に際し、縣神職會に於て、之れが榮として編纂されたものであるが、當誌にては前號已に十二社集考を掲げて參考に資する所があつたが、之が姉妹篇として併せ看るべきの要を思ひ、同會の許諾を得て本號に添付することに致したのであります。讀者請ふ之を諒せよ。





群馬県立図書館



0298554-7